

【G04】 仲介貿易**1. 勧告の概要**

2008SNA マニュアルの勧告概要	1993SNA における取扱いの概要
<ul style="list-style-type: none"> 仲介貿易とは統計作成国（仲介国）の居住者が非居住者から財貨を購入し、その財貨を自国に入れることなく、別の非居住者に再販売することと定義する。 <u>国際的な製造業者、卸売業者、小売業者等により取得された財貨を取得時に「負の輸出」、処分時に「正の輸出」として記録する。両者の差額は、財の輸出として現れるが、仲介国においては、国内取引される財に適用する取引マージンに類似するサービス生産として現れる。</u> <u>ある期に財貨が取得され、次の期までに処分されなかった場合、仲介者の在庫変動として記録する（実際には在庫が海外で保有されていても）。</u> 	<ul style="list-style-type: none"> （明示的に仲介貿易を扱っていないが、）輸出と輸入の所有権移転ベースの記録の例外として、非居住者から財貨を買い入れ、その後それらを実際に自らの居住する経済に持ち込まずに、同一会計期間内に非居住者に再販売する貿易商等のケースについては、これら貿易商等の受取額と販売額の差額は、サービスの輸出として記録する。

**①2008SNA への対応で求められる事項**

- 仲介貿易の対象となる財貨について、仲介料のサービス貿易としての記録を取りやめ、仲介国が取得した際に「負の輸出」を、処分した際に「正の輸出」を記録する（参考参照）。期をまたいで仲介活動がなされる場合は、同期間においては仲介者の在庫品増加として記録する。

②主要計数への影響（概念上）

- なし

2. 現行 JSNA での取り扱い

- 現行 JSNA においては、仲介貿易による売買代金の差額はサービスの輸出¹として捕捉・計上されている。

3. 検討の方向性**① 次期基準改定における対応の考え方（案）****<○：2008SNA 勧告に沿って対応する（一部）>**

- 仲介貿易について、サービスの輸出ではなく、仲介者による購入を財の負の輸出、仲介者による販売を財の正の輸出と捉え、その合計値を財の輸出として計上する。
- 基礎統計の制約上、仲介貿易に関する在庫変動を把握することができないため、仲介貿易による売買取引は期間をまたがないと見なす。

¹ 概念上、仲介貿易に輸入はない。

② 推計の考え方

■基礎統計

国際収支統計（BPM6 ベース²）における「仲介貿易商品」の輸出額
「支払又は支払の受領に関する報告書」において、
国際収支項目番号 「061：現地転売貨物の売買代金」³
同 「071：仲介貿易貨物の売買代金」⁴
として報告されたもの（財別のデータではない）

■推計方法⁵

- ・ 支出側においては、BPM6 ベースの国際収支統計における「仲介貿易商品」（財貨）の正の輸出及び負の輸出の合計額を、財の輸出に計上する⁶。
- ・ 生産側（財貨・サービス別の供給と需要）においては、「卸売業」の輸出及び産出額に一括して計上する。

4. その他の留意事項

<基礎統計における扱い>

- ・ 貿易統計においては、通関ベースで財の輸出入が記録されるため、通関を通らない仲介貿易による財の輸出は把握されていない。
- ・ 国際収支統計においては、現行の BPM5 ベースでは、仲介貿易による売買代金の差額はサービス受取に記録されている。BPM6 ベースでは、支払又は支払の受領に関する報告書をもとに、仲介者による購入は財貨の負の輸出、仲介者による販売は財貨の正の輸出として捕捉され、それぞれ貿易収支の内訳項目「仲介貿易商品」に計上される予定である。

<諸外国における対応状況>

- ・ オーストラリア
2009 年の 2008SNA 導入に伴い、本勧告に沿って対応している。なお、仲介貿易に係る在庫変動は記録されていない。
- ・ 米国、カナダ
本勧告に対応していない。

² 国際収支統計は 2014 年 1 月分（同年 3 月公表予定）より、BPM6 に準拠した計数を公表する予定。

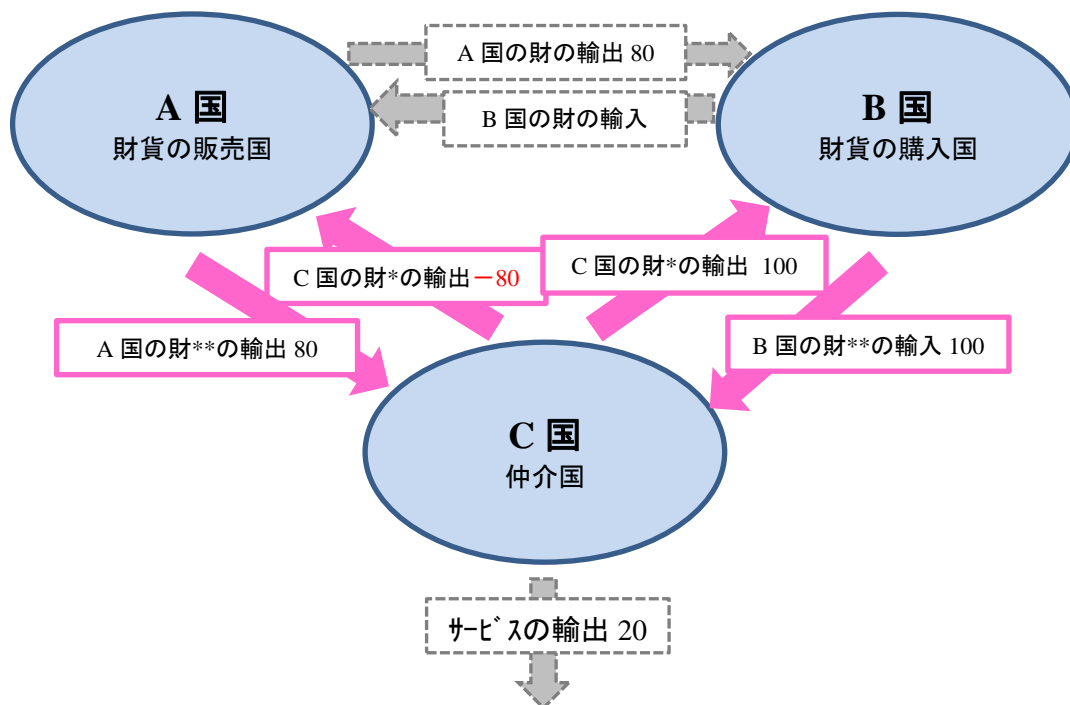
³ 居住者（ブローカー）が本邦内又は外国で非居住者から購入した貨物を、購入国・地域内で（他国に移動させずに）他の非居住者に転売する取引に伴う売買代金の受払のこと。



⁴ 非居住者から購入した貨物を非居住者に転売するのに伴い、貨物が外国間を移動する取引に伴う売買代金の受払のこと。

⁵ 実質化にあたっては、「仲介貿易商品」の正負の輸出合計額に卸売の輸出デフレーターを用いることを予定している。

⁶ 脚注 2 のとおり、現時点では、BPM6 ベースの国際収支統計は公表されていないため、「仲介貿易商品」の規模については把握できない。現行の BPM5 ベースの国際収支統計におけるサービス項目「仲介貿易・その他貿易関連」の受取（輸出）額は、約 1.4 兆円程度（2012 年）となっているが、これは BPM6 で「仲介貿易商品」に移管される部分以外も含む計数である。

(参考) 仲介貿易の記録 (イメージ)



 BPM5/1993SNA のフロー
 BPM6/2008SNA のフロー

(財*は BPM6 では「仲介貿易商品」、
 財**は BPM6 では「一般商品」の輸出入)